

会津若松市情報化推進計画 (基本方針)

令和2年3月策定
会津若松市

目 次

第1章	会津若松市情報化推進計画について.....	1
第1節	計画の目的.....	1
第2節	計画の位置付け.....	1
第3節	計画の策定にあたって.....	1
(1)	計画策定の背景.....	1
(2)	計画の構成.....	2
(3)	基本方針について.....	2
(4)	アクションプランについて.....	2
(5)	資料編について.....	2
第4節	基本方針について.....	4
(1)	基本理念.....	4
(2)	取り組みの方向性について.....	4
第2章	推進に向けて.....	7
第1節	推進体制と役割.....	7
第2節	情報化推進の手法.....	8

第1章 会津若松市情報化推進計画について

第1節 計画の目的

本計画は、本市におけるICT^{*1}の積極的な活用等による情報化の推進を図り、スマートシティ会津若松や行政運営の透明性の確保、効率化を推進していくことを目的とします。

第2節 計画の位置付け

本市の「会津若松市第7次総合計画」は、まちづくりのコンセプトを「つなぎ続くまちへ」として掲げ、スマートシティ会津若松や行政運営の透明性の確保や効率化を推進するためにICTの活用を推進しており、本計画はこの「会津若松市第7次総合計画」の下位計画として位置付け、本市におけるICTの積極的な活用等による情報化を推進していきます。

また本計画は、平成28年に成立した「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」に対応し、本市の官民データ活用を推進するための計画としても位置付けます。

第3節 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本市では平成13年に初めて「会津若松市地域情報化基本計画」を策定して以降、地域イントラネット網などの情報通信基盤や各種情報システムの導入等により、行政情報化と地域情報化の計画的な推進を図り、ICTの効果的かつ効率的な利活用による行政サービスの向上等に取り組んできました。

これまでの取組により、情報通信基盤や庁内情報システムの整備が概ね完了したことに伴い、今後の情報化の課題は、既存の情報システムに蓄積された各種情報資産等の的確な運用・活用や、急速に進展するSNS^{*2}やパブリッククラウド^{*3}等のICTサービスの利活用といった情報マネジメントの推進等に移行していくことが考えられることから、こういった情報通信技術の進展や社会情勢の変化を考慮した計画を策定することとしました。

*1 情報通信技術（Information and Communication Technology）の略語。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスの総称。

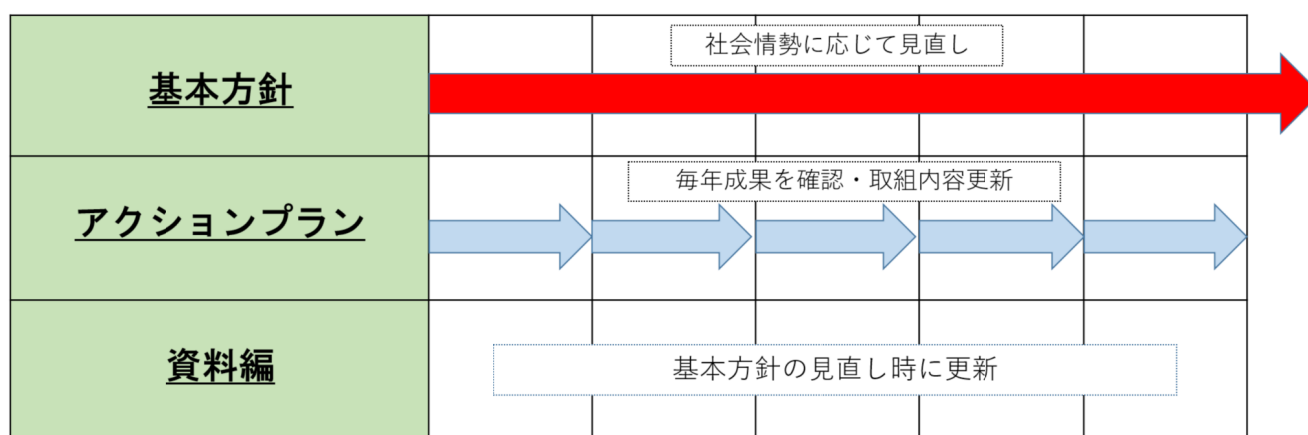
*2 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Serviceの略）。利用者同士がインターネット上でコミュニティを作り、メッセージなどによるコミュニケーションや情報の発信・共有をすることができるサービス。代表的なものにTwitter（ツイッター）やFacebook（フェイスブック）などが挙げられる。

*3 不特定多数の企業や個人を対象とし、インターネット等を通じてサーバやネットワークなどのコンピュータ資源を提供する仕組みのこと。利用者は必要な時に必要なだけ資源を利用することができる。

(2) 計画の構成

昨今のICTに関わる技術やサービス等の進展や変化は著しく、その将来を見通すことが困難であるため、これまでと同様の中長期的な計画を策定しても、その取組内容に陳腐化が生じることが懸念されるとともに、計画策定時では顕在化していなかった大規模な制度改正等の流動的な動きに柔軟に対応できないことが想定されています。

これらの理由から、今後の情報化推進計画は、急速に進展する高度情報化社会において、本市の情報化を着実に進めるための基本的な指針である「**基本方針**」と、具体的な取組について毎年成果を確認し、取組内容を更新していく「**アクションプラン**」、これに計画策定時の国・県の動向や市の現状などを取りまとめた「**資料編**」の3部構成とします。



(3) 基本方針について

本市の情報化推進の方向性や理念を示す基本的な方針とし、これに基づいてアクションプランによる成果結果を確認し、内容を更新します。本方針は、特に期限を定めるものではなく、社会情勢や技術動向等の変化に応じて適宜見直しを行っていきます。

(4) アクションプランについて

社会情勢や技術動向等の変化に柔軟に対応しつつ、実効性を確保しながら事業を推進するため、行政評価の事務事業をベースに各所属の取組を取りまとめ、毎年成果を確認し、取組内容を更新していきます。

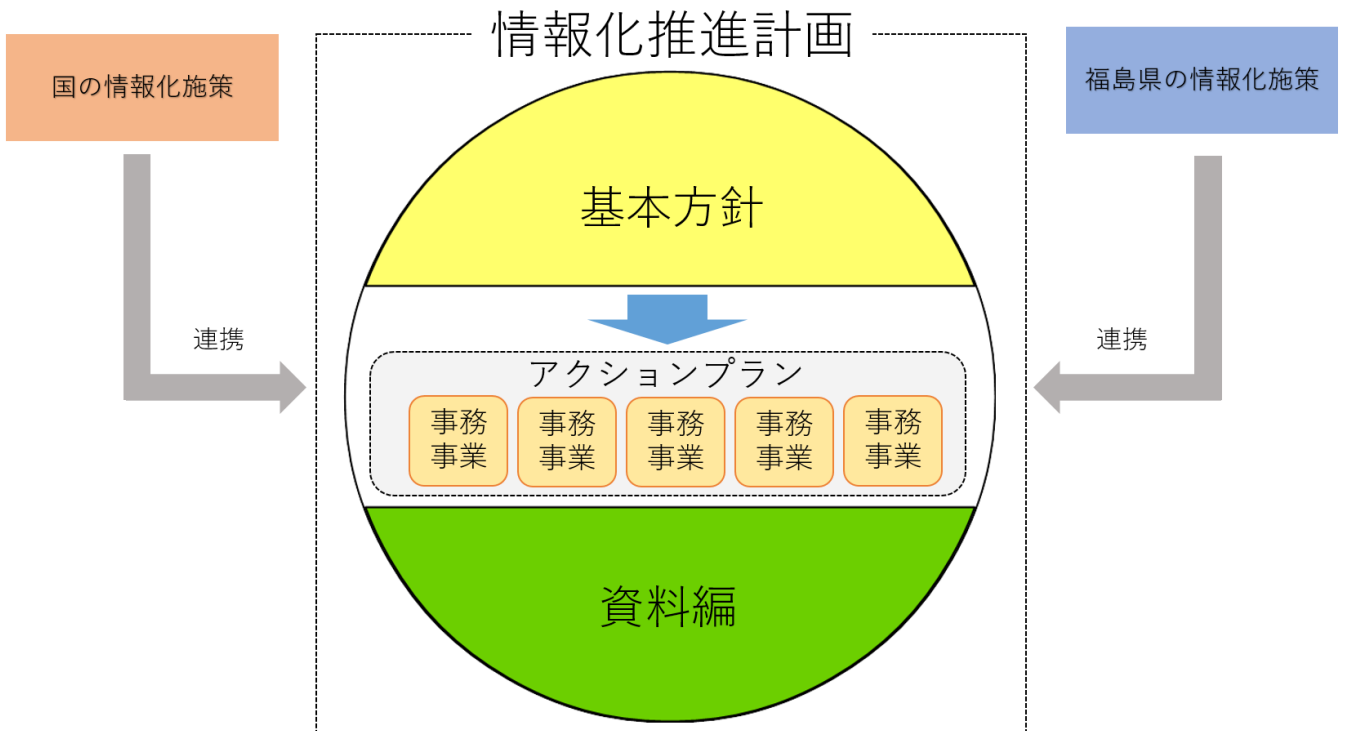
(5) 資料編について

これまでの地域情報化計画における取組の経緯や、計画策定時における国・県の情報化施策動向、市の情報化に関する市民アンケートの結果や分析を取りまとめ、計画策定の背景資料とします。

<情報化推進計画の構成図>

会津若松市第7次総合計画

下位計画として位置付け



第4節 基本方針について

(1) 基本理念

本計画の上位計画である「会津若松市第7次総合計画」では、まちづくりのビジョンとして『ともに歩み、ともに創る「温故創しん」会津若松』を掲げており、同計画の政策分野35「情報通信技術」においては、「ICTの活用により、市民の誰もが積極的にまちづくりに参加できる環境が整備され、地域の課題解決や活力の維持・発展につながるまち」を目指す姿としています。

これらのビジョンや目指す姿の実現に向けた本計画の基本理念は、ICTを有効な手段として積極的に活用することで、スマートフォン等の情報端末やSNSなどのコミュニケーションツールの発展により急速に進む「デジタルシフト^{*4}」への対応を推進していくこととします。

【基本理念】

協働・共創のためのデジタルシフトの推進

(2) 取り組みの方向性について

前項で掲げた基本理念に沿った取り組みを行っていくにあたり、具体的な情報化推進のためのアクションプランを作成していきませんが、その際、次の観点を意識しながら取り組みを行っていきます。

取組の基本となる観点	
A	<p>○デジタル・バイ・デフォルト</p> <p>事務処理や手続き・サービスなどについて、主に紙などを利用した従来のアナログな手段ではなく、電子的な手段により、オンラインでの処理を基本かつ原則として実施することで、情報の可視化や共有、市民サービスの利便性向上を図る。 (取組例：ペーパーレス化や電子決裁^{*5}、コンビニ交付システムなど)</p>
B	<p>○データやシステムの標準化・全体最適化</p> <p>パブリッククラウド等を利用し、場所や時間の制約を受けずに情報資産にアクセスできる状態にすることで、データの共同化による業務継続体制の強化を図るとともに、業務で作成するデータの標準化を推進し、業務の全体最適化を図る。 (取組例：災害時における情報発信、情報システムのクラウド化など)</p>
C	<p>○地理空間情報の積極活用</p> <p>住所情報や道路情報、3Dマッピングデータ等を電子的に管理することにより、庁内横断的な利活用を促進する。 (取組例：除雪車ナビ、住所辞書^{*6}の整備や横断的な利用など)</p>

*4 情報伝達媒体や各種手続きなどの社会の仕組みが電子的な手段に移行し、これまでよりデータやデジタル技術との接点が増えた状態のこと。

*5 従来の紙と印鑑等での決裁処理を、情報システムを利用して電子的に行うこと。

*6 住民基本台帳上の住民住所や、病院等の施設住所に対応する位置情報（座標）を付与したデータのこと。

D	<p>○オープン・バイ・デフォルト</p> <p>市が保有するデータについて、個人情報や機密性が高い情報等を除いたものは、公共性の高い共有財産であることから、原則的に全て公開すべきという観点を持ち、積極的なデータの公開に努める。</p> <p>(取組例：オープンデータの推進など)</p>
E	<p>○情報格差（デジタルデバイド）*7への配慮</p> <p>情報化を推進するにあたり、多様な情報取得手段に対応することで、情報技術の恩恵を受けやすい方・受けにくい方双方に配慮した取組を行い、公平性の確保に努める。</p> <p>(取組例：様々な手段による市の情報発信、電子申請の拡充など)</p>
F	<p>○先端技術の活用</p> <p>AI*8・IoT*9・RPA*10等の先端技術や次世代通信技術*11を活用し、業務の省力化を図るなど、働き方改革に寄与する業務の見直しや市民サービスの高度化を推進する。</p> <p>(取組例：マイナンバーカードによる公的個人認証、自動化ツールによるデータ入力代行など)</p>
G	<p>○デジタル人材の育成</p> <p>情報機器や情報サービス、システムの適切な利用方法・運用管理等に関する知識や、重要な情報資産を守るための情報セキュリティ対策に係る知識などを学ぶ機会を創出するほか、地域におけるICT教育やプログラミング教育を推進・支援することで、情報化に資する人材を育成する。</p> <p>(取組例：市民向けインターネット教室、情報セキュリティ意識向上対策など)</p>
H	<p>○データの分析・利活用</p> <p>様々な主体（国、他自治体、市民、事業者等）が公開するデータや、非識別加工情報*12などのデータを分析・利活用することで、社会情勢や市民ニーズを的確にとらえた政策立案や市民サービスの利便性向上に活用する。</p> <p>(取組例：食育推進に係るデータ分析、電子母子手帳など)</p>
I	<p>○インタラクティブ・コミュニケーション</p> <p>SNS等のコミュニケーションツールの利活用を促進することで、行政と市民のインタラクティブ（双方向・対話的）なコミュニケーションの活発化や、地域の情報発信力の強化を図り、地域の課題解決や地域活性化につなげる。</p> <p>(取組例：あいべあ*13やペコミン*14、会津若松+（プラス）*15の活用促進など)</p>

*7 情報機器の操作が不得手等の理由で、情報技術の恩恵を受けにくい方と、反対に情報機器の操作が得意等の理由で情報技術の恩恵を受けやすい方との間に生じる格差のこと。

*8 人工知能（Artificial Intelligence）の略語。

*9 インターネットに繋がったモノ（Internet of Things）の略語。家電や車、センサーなどの機器がインターネットに接続されることで、様々な情報がやり取りされ、それらを相互に制御できるようになる仕組みや社会のこと。

*10 ロボティック・プロセス・オートメーション（Robotic Process Automation）の略語。ソフトウェア型のロボットを用い、単純・反復的な作業を自動化すること。

*11 5G（第5世代移動通信システム）など、現在普及している通信システムよりも超高速・大容量の通信を行うことが出来る通信規格や通信技術のこと。更に次の世代である6Gの研究も始まっている。

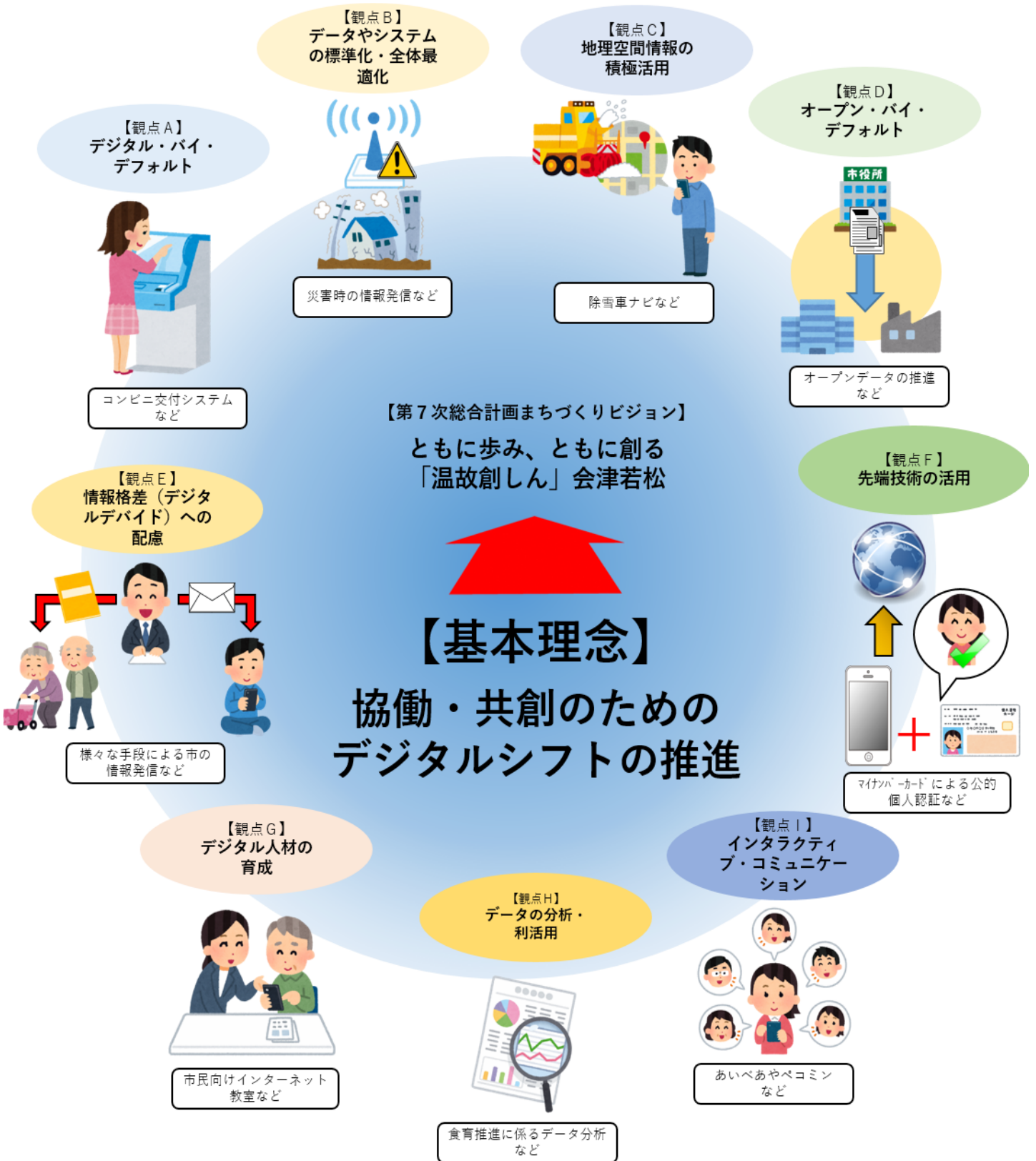
*12 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に定められている、「特定の個人を識別することが出来ないように加工した情報」のこと。

*13 市が運営するコミュニケーションサービスで、様々な活動への参加や、自分が始めた活動に参加者を募ることができるほか、市が配信するメールマガジン（防災情報等）を受信することができる。

*14 市が運営するスマートフォンアプリ。多言語に対応しており、アプリ内の地図にコメントを投稿して情報を共有したり、防災情報を自動で受け取ることができる。

*15 会津若松スマートシティ推進協議会が運営するウェブサービスで、利用者のニーズやライフスタイルに合わせた情報を提供している。

<情報化推進計画の取組イメージ>

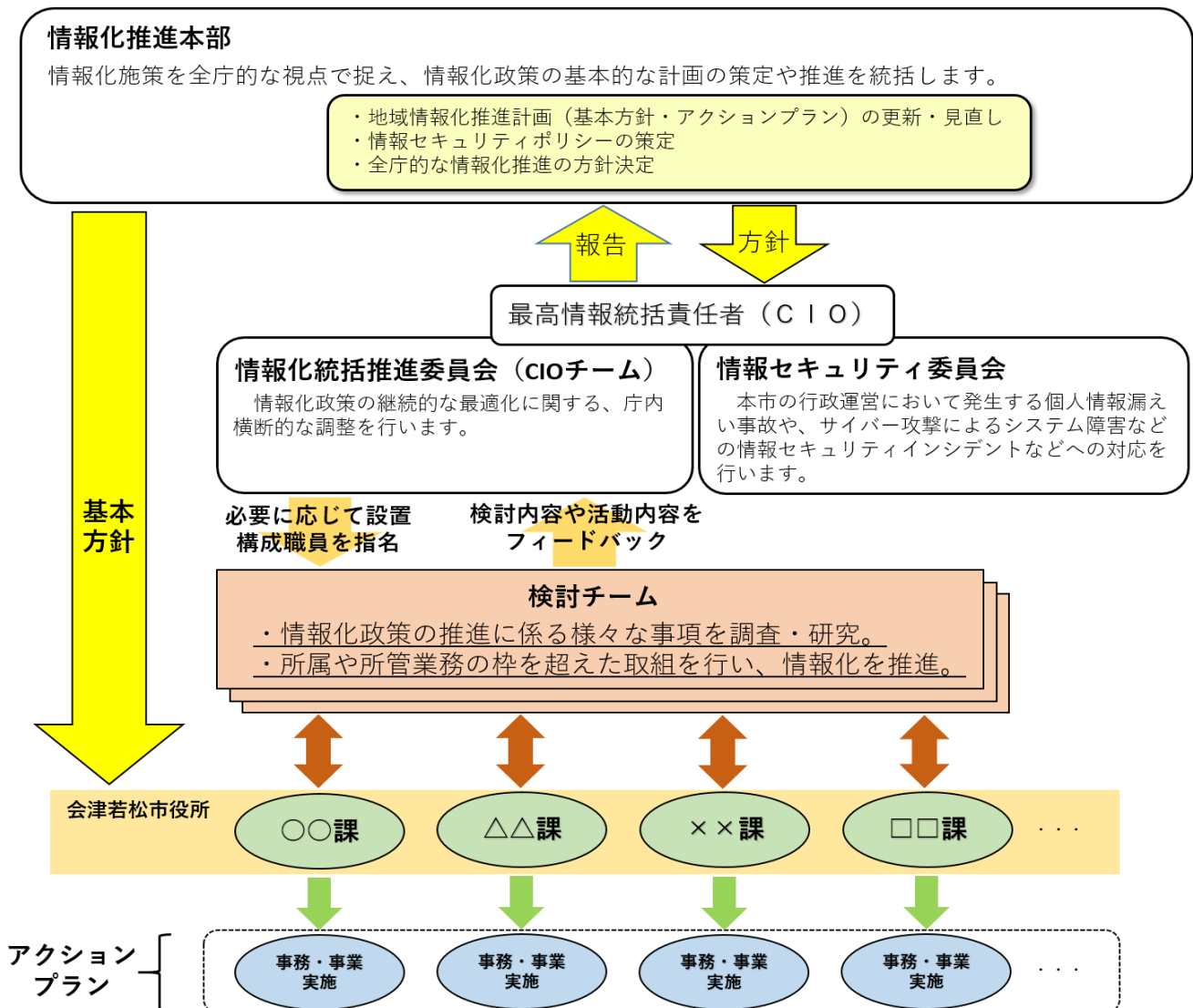


第2章 推進に向けて

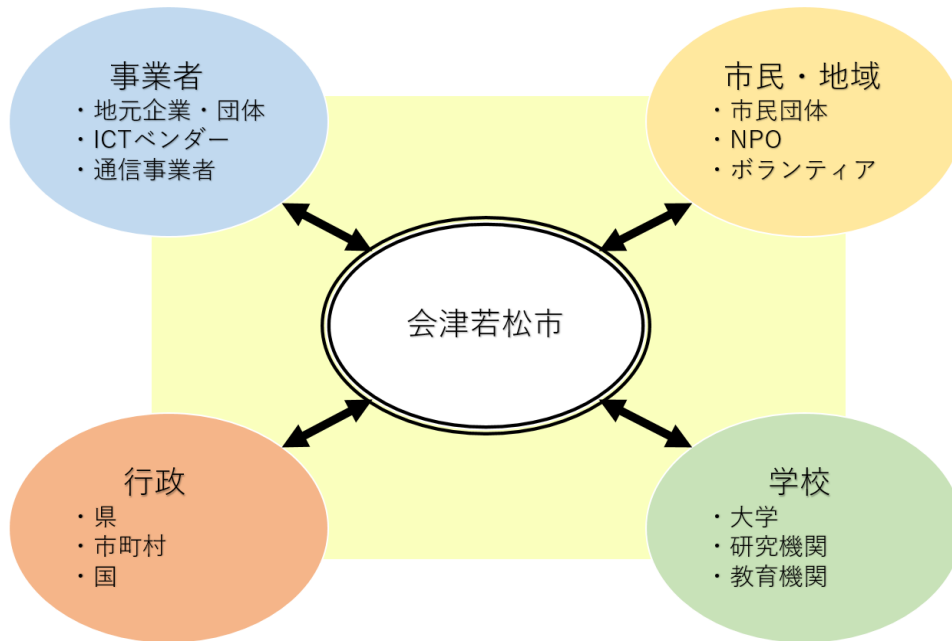
第1節 推進体制と役割

本市では、情報化の推進を図るため、市長を本部長とする「会津若松市情報化推進本部（以下、「推進本部」という。）」を設置し、その補助機関として、副市長を最高情報統括責任者（C I O）兼最高情報セキュリティ責任者（C I S O）に任命し、「情報化統括推進委員会（C I Oチーム）」及び「庁内情報化推進会議」、情報セキュリティ委員会を設置しています。このほか、C I Oチームは情報化政策の推進に係る事項を調査・研究させるため、必要に応じて検討チームを設置しており、所属や所管業務の枠を超えた取組を行い、情報化を推進しています。

<会津若松市の情報化推進体制図>



また、情報化推進の取組を市内だけに留まらず、提供可能な行政情報は積極的に公開や提供を実施し、市民や地域の方や、事業者、大学等の教育機関、他自治体等の外部組織と広く情報連携・協力を図ることで、行政の透明性や信頼性の確保に努めるとともに、異なる団体をもつ様々な視点での行政情報活用の促進を図っていきます。

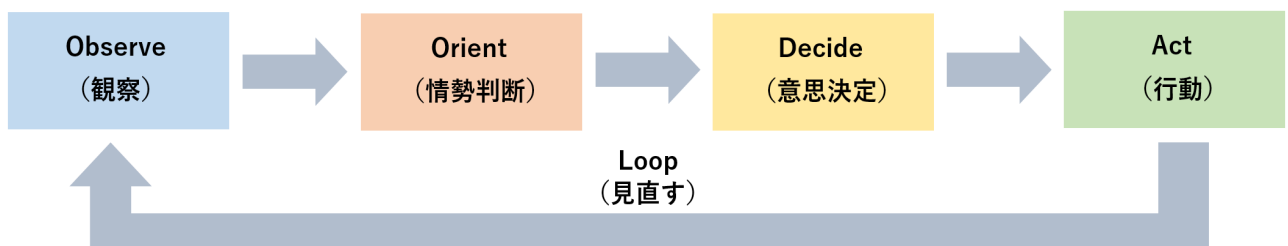


第2節 情報化推進の手法

前述の組織を中心として、情報化に関する社会情勢やICTの進展を踏まえながら、新たな情報化技術を取り入れ、取組内容の見直しを適宜行い、基本方針に基づく取組を確実にかつ効率的に推進するとともに、適切な進行管理に努めていきます。

本計画は、急速に変化する社会情勢や技術動向等の変化に柔軟に対応しつつ、実効性を確保しながら実施する必要があることから、現場において意思決定から行動までを迅速かつ柔軟に行うことに対して有効な「OODA（ウーダ）ループ」を採用することとし、現場を起点とした情勢判断を行い、臨機応変な対応を行っていきます。

<OODAループ>



※ 上位計画である総合計画のPDCAによる大きなループと、本計画のOODAループによる小さなループを組み合わせ、効果的な運用管理とする。